

## 国民健康保険からのお知らせ

## 「資格確認書」などを7月中に送付します

8月1日(金)から使用する新しい「資格確認書(有効期間:令和8年7月31日(金)まで)」または「資格情報のお知らせ」(以下、「資格確認書など」)を7月中旬から下旬にかけてお届けします。

## ▶ マイナ保険証を保有している方

「資格情報のお知らせ(ご自身の健康保険を簡易に把握するためのもの ※保管用)」を普通郵便で世帯主宛てに送付します。

医療機関を受診する際はマイナ保険証をご利用ください。なお、受診時に事情によりマイナ保険証が利用できない場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を医療機関窓口へ提示してください。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。

## ▶ マイナ保険証を保有していない方

「資格確認書」を簡易書留で世帯主宛てに送付します。

医療機関を受診する際は、医療機関窓口へ提示してください。

## ▶ 70歳から74歳までの方

「資格確認書など」に自己負担割合を記載します。

※マイナ保険証…健康保険証としての利用登録をしているマイナンバーカード

※同じ世帯の中で、マイナ保険証を保有している方と保有していない方が混在する場合は、全ての書類を簡易書留で送付します。

※マイナ保険証を保有している方には原則、「資格確認書」は交付しませんが、やむを得ない理由によりマイナ保険証で受診することが困難な方などは、申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。

国民健康保険から脱退する際は  
忘れずに手続きを！

社会保険への加入または転出などにより国民健康保険(以下、「国保」)から脱退する時は、速やかに異動する方の「資格確認書など」(社会保険への加入の場合は社会保険の「資格確認書など」も必要)を市民課国保年金班または各総合支所に持参の上、手続きしてください。

国保の脱退手続きをしないまま医療機関などを受診した場合、国保が負担した医療費(7~8割)を返還してもらう場合があります。

マイナ保険証の利用で  
限度額適用認定の手続きが不要に！

医療機関などでのオンライン資格確認システムの導入に伴い、マイナ保険証を利用すれば限度額適用区分の確認ができるため、限度額適用認定証の提示は不要となり、手続きなく限度額を超える支払いが免除されます。

なお、8月以降も引き続き限度額適用認定証の交付を希望する方は、市民課国保年金班または各総合支所で事前の申請が必要です。

## 資格確認書(カード型)

秋田県 国民健康保険 資格確認書	有効期限令和8年7月31日 発効期日令和7年8月1日
記号 番号	5XXXXX (枝番)01
氏名	湯沢 太郎
生年月日	昭和28年4月1日
性別	男
適用開始年月日	平成31年4月1日
負担割合	2割
交付年月日	令和7年8月1日
世帯主氏名	湯沢 太郎
住所	湯沢市佐竹町1番1号
保険者番号	050146
交付者名	湯沢市

## 資格情報のお知らせ(A4)

令和7年8月1日

(お問い合わせ先)

秋田県  
秋田県国民健康保険支所  
秋田県庁 秋田県 国民健康保険課  
電話番号: 0182-55-8164

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	番号	5XXXXX (枝番)02
氏名	湯沢 太郎	
フリガナ	タロウ タロウ	
負担割合(70歳以上のみ記載)	2割	
発効期日	令和7年8月1日	
適用開始年月日	令和30年10月1日	
交付年月日	令和7年8月1日	

※ 70歳以上の場合は、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下記の通り複数も同様)  
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーカードにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナンバーカードへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない機种的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナンバーカードとともに医療機関の受付で提示することをおすすめいたします。  
(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することをおすすめいたします。)

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
国民健康保険センター  
電話: 03-5263-1111

資格情報のお知らせ  
令和7年8月1日 発行  
交付者: 湯沢市  
保険者番号: 050146  
有効期限: 令和7年8月31日  
番号: 5XXXXX (枝番)02  
氏名: 湯沢 太郎  
発効期日: 令和7年8月1日  
受診の際にはマイナ保険証が有効であることを